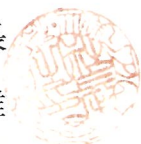


# 別紙添付⑦

2 0 1 7 年 9 月 2 9 日

東京都千代田区大手町1-6-1  
大手町ビル  
三菱地所株式会社  
代表執行役 執行役社長  
吉田 淳一 様

大阪府中央区北浜3丁目1番22号  
あいおい損保淀屋橋ビル  
大洋リアルエステート株式会社  
代表取締役社長  
堀内 正雄



御堂筋フロントタワーの件

拝啓 貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速でございますが、貴社前社長杉山博孝様に2015年10月20日並びに2015年12月18日の内容証明郵便（コピーは書留郵便にて別送）により、御堂筋フロントタワー（以下「本件建物」といいます）の所有権移転登記に必要な書類等一式の送付を貴社に要求しました。2年近くが

経過しますが、未だ2回に亘る当社の要求に対し、何の返信にも接しません。

貴社は、御堂筋共同ビル開発特定目的会社（以下「TMK」といいます）の開発及び特定資産管理処分受託者として全権を持っておられ、鹿島建設も、貴社が上述重要書類等一式を保有しておられると説明していました。

来る2017年10月13日迄に当社に必着するよう、ご送付下さい。もし今迄同様、当社に渡せない時は、何故渡せないのか理由のご説明を書面でお願い致します。

最近当社ホームページで発表のように、貴社や三井住友銀行らの約11年に及ぶ犯罪行為に当社はホトホト疲れ果てたため、土地と本件建物（もし当社所有なら）を、地方公共団体に公益事業の為寄付する準備をしており、本件建物を一旦当社名義に変更する必要があるようです。

鹿島建設は、貴社の指示で、TMKより工事代金が取れないなど屁理屈をこね、留置権と称し、約8年近くに亘って本件建物と

土地を不法占拠しておりますが、本件工事代金は、他の名目で、2010年頃より、他の複数の工事にまぎれこませて、貴社が鹿島建設に全額支払っておられるようです。貴社・三井住友銀行・東銀リース・鹿島建設らの共謀による多数の犯罪行為の結果、当社は莫大な損害を被っております。罪滅ぼしの為にも、本公益事業の為、上述当社の要求を直ちに実行され、書面等一式を来る10月13日迄に当社必着で、ご送付頂くよう重ねてお願い申し上げます。もし鹿島建設にも一部でも鍵類等残っているようなら、それらも含めてすべて当社に引渡すよう鹿島建設にご指示下さい。

もし、本件建物は、実質貴社関連会社TMK、または、貴社が東銀リースを通じて今も実質支配されているTMKの100%親会社（御堂筋共同ビル開発一般社団法人）の所有とお考えなら、ご返信は不要です。

敬具

CC：（書留郵便）

東銀リース株式会社

12-18

代表取締役社長 中野 昌治 様

鹿島建設株式会社

代表取締役社長 押味 至一 様



この郵便物は平成 29 年 9 月 29 日  
第 135-42-36093-0 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

